

ボランティア活動促進事業の運用基準について（見直し）

補助要件を満たし、かつ、制度の目的である「ボランティア活動の促進」を図るため、次のとおり運用する。

1 補助対象とする宿泊日の定義

県内のボランティア活動に参加した前日又は当日いずれかの宿泊＝活動日1日に対して宿泊1日分を支援する。

ボランティア活動日を含む一連の行程のうち、活動が伴わない宿泊についても、延べ5泊／人を上限に支援する。

2 補助対象とする要件

- (1) 県内で2泊以上の連続した宿泊を伴うこと。なお、宿泊施設が同一でない場合も対象とする。
- (2) ボランティア活動は、災害ボランティアセンター（社協）で証明できるものとする。
- (3) 宿泊日ごとの宿泊料金が証明できること。

3 その他

業務としてボランティアセンター運営に従事している者は対象外とする。

4 適用日

平成30年10月1日（月）の宿泊から適用

【想定されるケース：最大利用した場合】

1 同一宿泊施設に連泊する場合

- (1) 活動日の前後に宿泊し、活動日が1日の場合 $=A+B$ ※次回以降活動日以外の宿泊は4泊まで

A泊	B（活動日）泊	C
----	---------	---

- (2) 活動日に宿泊し、活動日が2日の場合 $=A+B$ ※次回以降活動日以外の宿泊は5泊まで

A（活動日）泊	B（活動日）泊	C
---------	---------	---

- (3) 活動日を含む連続した宿泊で、活動日が2日の場合 $=A+B+C$

※次回以降活動日以外の宿泊は4泊まで

A泊	B（活動日）泊	C（活動日）泊	D
----	---------	---------	---

2 宿泊施設は同じで活動日が連続しない場合 $=A+B+C+D$ ※次回以降活動日以外の宿泊は3泊まで

A泊	B（活動日）泊	C泊（雨天）	D（活動日）泊	E
----	---------	--------	---------	---

3 異なる宿泊施設を利用して連続して活動する場合 $=A+B+C$ ※次回以降活動日以外4泊まで

A泊	B（活動日）泊	C（活動日）泊	D
----	---------	---------	---

4 異なる宿泊施設を利用して活動日が連続しない場合 $=A+B+C+D+E$

※次回以降活動日以外の宿泊は2泊まで

A泊	B泊	C（活動日）泊	D泊	E（活動日）泊	F
----	----	---------	----	---------	---